

化学品の盗難・紛失および悪用防止のための 自主的な管理強化

2018年6月22日（金）

三菱ケミカル株式会社

「三菱ケミカル特別管理化学物質」自主管理推進プロジェクトチーム

なぜ私たちは自主管理を始めたのか

背景

2016/2/18
厚労省
**一酸化二窒素
(笑気ガス)**を
指定薬物に指定。
2/28より規制施行。



2017/4/5
国際化学工業協会
14BDO, GBL
の悪用防止を目的と
した**自主管理**活動を
国際的に展開



2018/1/31
北九州市で
シアン化ナトリウムの紛失
(500g×2本)



2018/2/2
厚生労働省医薬・生活衛生局医
薬品審査管理課長より通達。
「毒劇物の適正保管管理徹底」

- 毒物劇物の**盗難、紛失**等の事件が起こっている。
- 硫酸などの劇物が**悪用**される事件が起こっている。
- **危険ドラッグ**が社会的な問題となって顕在化。
- **国際的**にも**化学物質の悪用防止対策**が重要視。



私たちが目指す社会貢献とは

目的

盗難、紛失等により悪用される恐れのある**化学物質の管理**を自主的に見直し、厳格化して**リスクを未然に防ぐ**。



2015年より、盗難、紛失等により悪用される**恐れのある化学物質**を定め、**自主管理を強化**する取り組みを開始。

自主管理の適用

三菱ケミカルおよび**Group会社**の**事業所**における取り扱い、**物流**における取り扱い、および**譲渡**における取り扱いに適用。



管理すべき物質とその管理方法を自ら定める

対象物質

- ① **法規制物質**：国際規制物資、毒劇物、指定薬物など
- ② 現在では国内**法規制はないが悪用等防止対象物質とすべき物質**：
急性毒性（区分3以上）物質など、次ページの物質群
（「MCC特別管理化学物質」と称す）

管理方針と管理方法概要

盗難、紛失等の防止措置として、基本的に**毒物劇物と同等の管理**を行う。具体的には、以下のような防止措置例とともに、盗難、紛失時に直ちに発見できるような管理を行う。

表示	法規定のある物質は遵守、その他は「M管」表示
保管場所管理	保管場所の区別、施錠管理、等
在庫管理	日時、数量、授与譲受の記録、管理、等
取扱者の教育	対象物質のリスク、管理強化の重要性を教育

M管



新たに作成したガイドラインにより活動を**明確化**

「MCC特別管理化学物質」とは

対象物質	物質例	法律	MCC 管理方法
国際規制物資 (核燃料物質)	ウラン、トリウム等	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	法令等に従う
放射性物質	Cs137、Co60等	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	法令等に従う
化学兵器	第1種指定物質、第2種指定物質、特定物質 軍用化学製剤の原料	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律、 輸出貿易管理令別表1-3(1)	法令等に従う
毒物、劇物	硫酸、塩酸、トルン等	毒物及び劇物取締法	法令等に従う (譲受書 or 販売記録)
指定薬物	亜酸化窒素	医薬品医療機器等法 (医療等用途のみ)	法令等に従う
特定麻薬等 原料	無水酢酸、等	麻薬及び向精神薬取締法	法令等に従う
急性毒性物質 (区分3以上)	(別途表) 	MCC自主管理	毒劇物同等の管理 (譲受証明 or 販売記録)
悪用防止対象 化学物質	14BDO, GBL	MCC自主管理	毒劇物同等の管理 (用途宣誓書, 譲受証明)

自主管理活動を支援する独自のガイドラインを作成

「MCC特別管理化学物質」自主管理ガイドライン

<p>事業所における管理 (環境安全部管轄)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 表示、保管 ● サンプル ● 返却 ● 廃棄 ● 教育、取扱者 	<p>物流における管理 (物流部管轄)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保管 ● 在庫 ● 輸送 ● 回収 ● 教育 	<p>譲渡における管理 (化学品管理部、事業部管轄)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 譲渡 ● 用途宣誓書 (EUD) ● 教育
付属書-1~-7 (M管対象物質名称など)		
Q&A集		



**社内ネットワークで
いつでもだれでも閲覧可能**

MITSUBISHI CHEMICAL

3.4. MCC特別管理化学物質(M管物質) - 自主管理ガイドライン			
3.4.1 M管物質自主管理ガイドライン	日	MCC特別管理化学物質自主管理ガイドライン本文(三菱ケミカル 初版). docx	2017/08/01
3.4.2 事業所におけるM管物質の管理ガイドライン	日	【別紙1】事業所におけるM管物質の管理ガイドライン(三菱ケミカル初版). docx	2017/08/01 【別紙1】
3.4.3 物流におけるM管物質の管理ガイドライン	日	【別紙2】物流におけるM管物質の管理ガイドライン(三菱ケミカル初版). docx	2017/08/01 【別紙2】
3.4.4 譲渡におけるM管物質の管理ガイドライン	日	【別紙3】譲渡におけるM管物質の管理ガイドライン(三菱ケミカル初版). docx	2017/08/01 【別紙3】
3.4.5 用途宣誓書共通書式	日	【別紙3-2】用途宣誓書共通書式.docx	2017/08/01 【別紙3-2】
3.4.6 M管ガイドライン対象物質	日	【付属資料】M管ガイドライン対象物質(三菱ケミカル初版). docx	2017/08/01 付属資料
3.4.7 M管ガイドライン Q&A	日	M管Q&A 20171001.xlsx	2017/10/01 参考資料

ガイドラインは、「わかりやすさ」を第一に

- 🔗 ガイドライン全般に渡り、「**盗難・紛失等による悪用リスクの未然防止**」の目的ための施策が、随所で明確に記載されている。
- 🔗 管理場所・場面が異なる事業所・物流・譲渡における対応が、**一つのガイドライン**にまとめられている。
- 🔗 管理すべき物質（**M管物質**）が**具体的**にわかるよう、付属書で参照できるようにしている。
- 🔗 実施現場から挙げられた質問は、プロジェクト事務局の回答とともに記録を保存し、**Q&A集**にまとめてガイドラインとともに提示している。

「事業所」における管理ガイドライン

1. はじめに
2. 適用範囲
3. ガイドライン
 - (1) 表示方法の基準
 - (2) 保管倉庫の基準
 - (3) 少量サンプルのサンプル容器への表示の基準
 - (4) 在庫管理の基準
 - (5) サンプル授受記録の基準
 - (6) サンプル運搬の基準
 - (7) 返却容器中の残液の取扱いの基準
 - (8) M管物質の廃棄の基準
 - (9) 教育の基準
 - (10) 取り扱い者の基準

M管

倉庫が常時施錠できない場合は、専用の区域等ごとに堅固で施錠可能な柵等で管理する

盗難・紛失に1日程度で気付く管理方法

通い容器の返却、容器の廃棄時は、残液が容器に付着している程度まで液を抜き出す

事業所における管理の取組み

① 進捗概要

- ガイドライン基準に沿った管理を、場所事情に合わせて実施中。
- 本社RC監査にて、保管庫鍵やM管物質の保管方法等の実施状況を確認。
- 開発研究所では盗難防止の工夫や管理システム導入などで管理強化。

② 今後の課題

- 監査指摘事項への対応。



分別・施錠保管



員数管理



ICカード認証型
キーボックス



事業所における表示、保管などの管理事例



「M管」ラベルの表示



分別保管



防犯カメラ
キーボックス
使用記録

「物流」における管理ガイドライン

1. はじめに
2. 適用範囲
3. ガイドライン
 - (1) 保管管理の基準
 - (2) 在庫管理の基準
 - (3) 輸送の基準
 - 1) 包装品輸送（ドラム缶、石油缶 等）
 - 2) バルク輸送（ローリー、タンクコンテナ 等）
 - (4) 回収容器輸送の基準
 - (5) 教育の基準

受入、払出が発生したロットは、その日に当該ロットの帳簿と現物在庫の一致を確認

路線便は、中継店において施錠管理が取られていない場合は、原則、利用禁止

容易に抜き取り可能な排出口のバルブに施錠



物流場面における管理の取組み

① 進捗概要

- 倉庫（表示、施錠等）やバルク車（排出口施錠）で盗難防止対応完了。
- 包装品輸送は、路線便から専用便へ順次切り替え中。
 - ✓ 中部地区を始めとしたSP・配送網整備
 - ✓ 石油缶専用便の確保

倉庫での表示



② 今後の課題

- 路線便利用に関する輸送見直し。
- 容易に持ち運べない荷姿、梱包の基準検討。
- 社外保管庫のセキュリティー基準の検討。



物流場面におけるM管物質の施錠、梱包などの管理事例

容易に抜き取り可能な排出口のバルブに施錠する



残液容器はローリーやタンクコンテナに固定し、施錠



パレットに積み、同じ向け先・同じ製品の缶をひとまとめにしてポリシートで被覆し、バンド固定

「譲渡」における管理ガイドライン

1. はじめに

2. 適用範囲

3. ガイドライン

(1) 譲渡におけるM管物質の管理の基準

(2) 用途宣誓書 (End Use Declaration) の取り交わし

<別添 1 >

譲渡先の信頼性確認チェック項目

1) 新規の譲渡先の場合

2) 譲渡実績のある譲渡先の場合

<様式 1 >

用途宣誓書 End Use Declaration

(EUD)

個人への譲渡は行わない
疑わしい取引は行わない
譲渡先にも盗難、紛失防止
措置を依頼等

M管物質のうち、悪用防止
対象物質が該当



譲渡場面における管理の取組み

① 進捗概要

- 譲渡先の信頼性確認は、従来同様にて対応可能。
- 譲渡先に対しての用途宣誓書（EUD）提出の協力要請。
✓ 殆どのユーザは主旨を理解してくれている。EUDの回収完了。

② 今後の取組み

- サプライチェーンにおける活動の内容や趣旨説明など。

用途宣誓書

1. 宣誓者（法人）
2. 製品名
3. 物質名
4. CAS番号
5. 予定している用途
6. 宣誓項目
- 7～. 有効期間・署名等

用途宣誓書
End Use Declaration (EUD)

三菱ケミカル株式会社 御中

我々（当社）は、三菱ケミカル株式の製品の取り扱いについて、下記の通り宣誓します。

記

1. 宣誓者(法人) : (EUDで記載)
2. 製品名 : (EUDで記載)
3. 物質名 : (EUDで記載)
4. CAS 登録番号 : (EUDで記載)
5. 予定している用途 : (選択肢にチェックを記入して下さい)
 塗料、洗浄剤、染液、..... 電子部品材料.....
 石油・化学原料・燃料・溶剤・接着剤..... 医薬品.....
 化学原料・燃料・溶剤..... その他.....
6. 宣誓事項
 1) 当該製品について、関係する法令等を遵守するとともに、上記用途以外に使用しません。
 2) 当該製品について、盗難・紛失防止に努めるとともに、大量破壊兵器や化学兵器、違法薬物等の開発・製造または転用しません。
 3) 当該製品の余剰品および在庫品を廃棄する場合は、当社の責任において完全に処理・処分し、第三者による不正な転用を防止します。
 4) 当該製品を第三者に譲渡（販売・提供）する場合には、譲渡前に信頼のおける譲渡先であることを確認のうえ、その用途が適正であることを書面にて確認するとともに当該製品の適正な管理を譲渡先に要求することで、当該製品が悪用されることを防止します。
 5) その他、当該製品の不正利用に関する情報を入手した際は、直ちにそれを貴社へ報告します。
 7. 有効期間 : 2024 年 3 月 31 日
(EUDで記載、中心部の記載事項で、当該製品の有効期限は製造年度とします。)
8. 署名日 :年.....月.....日
9. 署名 :
10. 署名者 :
11. 所属・役職 :

以上



「用途宣誓書」 End Use Declaration (EUD)

用途宣誓書 End Use Declaration (EUD)

三菱化学 御中

我々（当社）は、三菱化学の製品の取り扱いについて、下記の通り宣誓します。

記

1. 宣誓者（法人） / 2. 製品名 / 3. 物質名 / 4. CAS番号 / 5. 予定している用途
6. 宣誓事項
 1) 当該製品について、関係する法令等を遵守するとともに、**上記用途以外に使用しません。**
 2) 当該製品について、盗難・紛失防止に努めるとともに、**大量破壊兵器や化学兵器、違法薬物等の開発・製造または転用しません。**
 3) 当該製品の**余剰品**および**在庫品**を**廃棄**する場合は、当社の**責任において完全に処理・処分し、第三者による不正な転用を防止します。**
 4) 当該製品を**第三者に譲渡**（販売・提供）する場合には、譲渡前に**信頼のおける譲渡先**であることを確認のうえ、その**用途が適正**であることを**書面にて確認**するとともに**当該製品の適正な管理を譲渡先に要求**することで、当該製品が悪用されることを防止します。
 5) その他、当該製品の不正利用に関する**情報を入手**した際は、**直ちにそれを貴社へ報告**します。
7. 有効期間 / 8. 署名日 / 9. 署名 / 10. 署名者 / 11. 所属・役職

以上

自主的管理活動は着実にPDCAが回り出した！

	3社統合			
	2015	2016	2017	2018
社内コンセンサス	● 全社方針		● 新社展開	
ガイドライン	● 初版 事業所：施設管理、表示等 物流：事業部実態調査 顧客：趣旨説明等	● 第2版	● 新社初版 ● QA集公表	● 第2版
RC監査		●	●	●
活動報告・課題抽出		●	●	●
自主管理年度目標		●	●	●

事業所での社内RC監査項目への組み入れ

RC監査指摘事項の改善、Q&A集の拡充

環境安全・物流・化学品管理年度目標へ反映

この活動を通して私たちが得たもの

① 始動時コストアップや実施の戸惑いから「やる気」への意識転換

- ☑ 強力な推進リーダーシップと社内監査での活動チェックが後押し
- ☑ 既に一部のGroup会社へも活動拡大

② 法で規制されていない物質にも管理意識の向上

- ☑ 管理すべき物質特性へのリスク管理意識がより明確に
- ☑ 毒劇法等の管理意識もまた、さらに向上

③ サプライチェーン関係部署の横断的コミュニケーションの強化

- ☑ 製造－物流－譲渡という従来の縦割り管理を包括的管理に
- ☑ 顧客まで含めた管理体制へのステップアップ

④ 国際的な化学物質の悪用防止活動に寄与

- ☑ ICCA、日化協における化学物質の悪用防止活動への参画
- ☑ 国際的な化学品のリスク管理事例や考え方の習得など



RC活動の一環の中で、化学品管理の潜在的リスクを低減し
安全・安心でKAITEKIな社会の実現に貢献します！

M管物質自主管理推進プロジェクトチーム

統括	植田章夫	代表取締役 専務執行役員
事業所	高澤 彰裕	環境安全部 部長
	隈 圭司	鹿島事業所 環境安全部 部長
	石松 文彦	富山事業所 安全・環境・品質管理部 企画・環境グループ グループマネージャー
物流	川越 耕司	環境安全部 安全グループ グループマネージャー
	東 博史	環境安全部 安全グループ
	長野 洋三	物流部 部長
譲渡	大島 弘	物流部 企画グループ グループマネージャー
	松嶋 健司	物流部 企画グループ
	内田 康一	化学品管理部 部長
	前澤 知秋	C4ケミカル事業部 技術グループ グループマネージャー
	渡邊 充	新エネルギー戦略企画部 企画管理グループ
	原田 靖之	化学品管理部 化学品規制グループ グループマネージャー
	植垣 隆浩	化学品管理部 製品安全グループ
川原田 泰	化学品管理部 化学品規制グループ	
	鶴田 祐子	化学品管理部 化学品規制グループ

ご清聴 ありがとうございました

